

臨床検査業務委託仕様書

茨城県立こころの医療センター（以下「当院」という）における臨床検査業務委託にあたっては、契約書に定めるもののほか、本仕様書の定めるところにより行うものとする。

1. 検体の引渡し

受託者は、当院検体検査室において、検体及び検査依頼内容を日立製臨床検査システム Lavolute 8 から出力したデータが記録されたパスワード付 USB メモリにより、双方の担当者の立会いのもとに確認し、引き受けるものとする。

- (1) 引渡しは、毎週月曜日から金曜日の午後 4 時 30 分から午後 5 時までの間に行うこと。
- (2) 検査結果報告までの日数は、概ね 3 日（依頼当日含む。）以内とする。ただし、緊急を要する検査については、休日の引渡しも含めて即応できること。
- (3) 検体搬送に使用する容器のうち、汎用容器については、当院が用意するものとする。ただし、検査項目により専用容器が必要な場合は、受託者が用意するものとし、容器代については、その都度別途請求するものとする。

2. 検査結果の引渡し

委託者は、当院検体検査室において、「検査結果報告書」及び検査結果を日立製臨床検査システム Lavolute 8 へ入力できるデータが記録されたパスワード付 USB メモリを双方の担当者の立会いのもとに確認し、受領するものとする。

なお、検査結果の報告は、毎週月曜日から金曜日までの午後 12 時 30 分から午後 1 時 30 分の間に行うこと。

3. その他

- (1) 検査結果は、印刷物及び日立製臨床検査システム Lavolute 8 が取り込めるデータ形式で作成し、データはパスワード付 USB メモリに記録して提出すること。
- (2) 委託者が使用しているオーダリングシステム、電子カルテシステム及び検体検査システム等に対応すること。
- (3) これらのシステムに対応するために要する費用は受託者の負担とすること。